

(一覽表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

部局名：保健福祉部健康安全局地域保健課  
(電話011-204-5256 (内線))

No	法令名	根拠条項	許認可等の種類	設定等区分	標準処理期間(経由日数)	備考
32	難病の患者に対する医療等に関する法律	第7条第1項	特定医療費の支給認定	未設定イ	3か月	政令市、総合振興局・振興局
33	難病の患者に対する医療等に関する法律	第10条第2項	特定医療費の支給認定の変更の認定	未設定イ	未設定	政令市、総合振興局・振興局
34	難病の患者に対する医療等に関する法律	第5条第1項	指定医療機関の指定	未設定イ	未設定	政令市、総合振興局・振興局
35	難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則	第15条第1項	指定医の指定	未設定イ	未設定	政令市、総合振興局・振興局
36	児童福祉法	第19条の2第1項	小児慢性特定疾病医療費の支給認定	未設定イ	未設定	政令市、総合振興局・振興局
37	児童福祉法	第19条の5第2項	小児慢性特定疾病医療費の支給認定の変更の認定	未設定イ	未設定	政令市、総合振興局・振興局
38	児童福祉法	第6条の2第2項	指定小児慢性特定疾病医療機関の指定	未設定イ	未設定	政令市、総合振興局・振興局
39	児童福祉法施行規則	第7条の10第1項	指定医の指定	未設定イ	未設定	政令市、総合振興局・振興局

[留意点]

○設定等区分～次により記載

「未設定」 審査基準を設定していない場合

イ：審査基準が法令の定めに尽くされているもの

ロ：申請実績がない又は将来的に見込みのないもの

ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

「非 公」 審査基準を設定しているが、公にしていない場合

○標準処理期間～設定は努力義務だが、設定した場合は必ず公にしなければならない

○備考～申請先(経由機関)が処分担当課と異なる場合は申請先(経由機関)を記載し、設定指針等と異なる内容で設定した出先機関等があれば当該出先機関等の名前を記載のこと。

○前年からの変更内容～変更がある場合には簡潔に変更内容を記載(標準処理期間の短縮等)

変更がない場合には変更がない理由を簡潔に記載